

EU 離脱 (Brexit)による欧州特許への影響

2016 年 6 月 26 日に行われた英国の欧州連合離脱 (Brexit, ブレグジット) 是非を問う歴史的な国民投票のすぐ後に、当時の Theresa May 首相は、「離脱は離脱 (Brexit means Brexit)」と声明しました。2020 年 1 月 31 日の真夜中に、英国は、欧州連合を離脱しました。欧州特許に対する Brexit の影響は？

英国 (UK) と欧州連合 (EU) の間で離脱に関する協定が調印されていました。当該協定によって、2020 年 12 月 31 日に終了となる移行期間が設定されています。この期間において、知的財産権を含む EU 立法は、引き続き UK とその領土に適用されます (協定の第 IV 章、第 54～61 条)。従って、この離脱に関する協定によれば、移行期間の終了前に登録又は許可された知財権の所有者は、UK において同等の権利を有することになります。Brexit までに登録されていない係属中の EU 商標出願と係属中の共同体登録意匠 (Community Registered Design) の所有者は、9 カ月の期間以内に UK において同等の権利を申請し、係属中の EU における権利の優先権を主張することができます。未登録の意匠権とデータベース権は、将来の保護に関して潜在的にいくつかの損失を被る場合があります。欧州特許の場合は、上記のような対応は必要とされません。

実際に、欧州特許庁 (EPO) は欧州連合官庁ではありません。EPO は、EU 協約ではなく、国際条約に基づき、欧州特許を許可しています。欧州特許は Brexit によって全く影響を受けていません。

しかしながら、補足的保護証明書 (Supplementary Protection Certificates, SPCs) の場合は違います。SPCs は、EU 加盟国において得られる国内の権利です。SPCs は、医薬品又は植物保護製品に存在する有効成分に対して、権利が国内特許として、又は欧州特許として取得されたかによって、特許期間を延長します。SPC は特許期間の満了後に発効し、通常、最大 5 年 (= 特許出願の出願日から製品の最初の販売承認日までの期間から 5 年を差し引いた期間 (規則 (EC) No 469/2009, 第 13 条)) となります。医薬有効成分に関して、小児用医薬試験が行われた場合には 6 カ月の延長が可能です。

SPC が許可されたか、又は係属中かによって、Brexit の影響は以下のように要約できます。

- すでに発効された SPCs は、Brexit 後にも維持します。
- 許可されたがまだ発効されていない SPCs については、通常に関連特許期間の満了後に発効されます。
- SPC の係属中の出願は、引き続き審査段階に属します (再出願する必要ありません)。

承認が欧州医薬品庁 (European Medicines Agency) により許可された場合、SPC 保有者は、2021 年 1 月 1 日以降、UKIPO の特許情報検索用データベース Patent Register への登録のため、同等の UK 当局による承認の情報を提供するよう求められる場合があります。全ての

新しい UK SPC 期間は、UK 又は EU の販売承認日のいずれか早いほうに基づいて計算されます。

2021 年 1 月 1 日より、SPC 申請者は、UK 知的財産庁 (Intellectual Property Office, IPO) に願書を提出し、当該製品の UK での販売承認と UK の承認日より先の場合の欧州経済領域 (European Economic Area, EEA) での最先の販売承認の両方の情報を含んだ、同じドキュメンテーションと証拠を現在必要なものとして提供することによって、UK において SPC を申請しなければなりません。

Brexit は、統一特許裁判所 (UPC) 協定に対しても影響を与え得ます。UPC 協定は、批准国となる条件の一つが EU の加盟国であることを規定しています。UK 政府の声明の意向としては、UK を EU の司法裁判所の管轄から分離させるためであり、Brexit 後の UK の継続参加とは矛盾するよう見えます。また、UPC 協定は、UK に、UPC の中央部 (Central Division) の 3 つの支部のうちの 1 つを管理する権限を与えています。UK が多くの人々に予想されているように UPC 制度から離れるとしたら、その仕事量も他の批准国のうちの 1 つ又は複数の国に割り当て直されることになるでしょう。最後に、欧州の最大の経済大国の 1 つの離脱は、訴訟当事者に UPC の魅力が低下すると感じさせるでしょう。

これらの全ての不確定要素が存在する中、現在、UPC の未来は、ドイツ連邦憲法裁判所 (German Federal Constitutional Court) に提起された憲法異議 (constitutional complaint) によって決まります。憲法異議は、ドイツが UPC 協定を批准することを阻止しようとしています。この事件は、ここ数カ月以内に判決が下される見込みです。

そして、Brexit は、現存の欧州特許制度に対して影響を与えていませんが、欧州特許から SPCs を引き出すことを含み、SPCs の継続を保証するように方策が講じられています。UPC に関するより詳しい情報は、ドイツ憲法異議の結果が分かり次第、2020 年内に提供されると思われます。